

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 3月18日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	換気空調系タービン建屋排風機(A)吸込容量制御装置において、構成部品(リンク機構)の外れ(全12箇所中、1箇所)が認められたため、当該リンク機構を点検・修理。なお、他のリンク機構が正常に動作しているため、排風機の運転に支障なし。	GIII	
2	3・4号廃棄物処理設備	加熱蒸気系固化系温水器(B)加熱蒸気供給配管(HS-2654)において、配管保温材継ぎ目より凝縮水の滴下(約1分間に1滴程度、汚染なし)が認められたため、原因調査。なお、当該配管上流側の弁を閉し、滴下は停止。	-	H28.6.13再審議にて結露水と確認されたため削除。